

## 気象庁から警察庁への防災気象情報の提供に関する確認書

警察庁（以下「甲」という。）と気象庁（以下「乙」という。）は、計算機システムの相互接続による防災気象情報の提供に関し、下記の事項について確認する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本確認書は、乙が発表する防災気象情報を甲に迅速に提供することにより、甲による気象、地震等の状況の迅速かつ的確な把握及び防災活動等に寄与することを目的とする。

### 第2章 情報の提供

（乙から甲に対する情報の提供）

- 第2条 甲及び乙は、甲の保有する計算機システムと乙の保有する計算機システムとを専用通信回線により接続し、乙は甲に対し防災気象情報をオンラインにより提供する。
- 2 前項のシステム接続により、気象業務法第15条第1項及び第15条の2第1項に規定する警報事項の伝達がなされたことをもって、気象業務法第15条及び同法第15条の2に規定する通知がなされたものとする。
- 3 乙から甲に提供する情報及びその範囲は、別表1のとおりとし、このうち前項の通知として取り扱う情報は別表2のとおりとする。

（事前協議）

- 第3条 甲は、次に掲げる場合には、事前に乙と協議するものとする。
- 一 乙から提供された情報を、編集又は抜粋等の加工を施して利用する場合
  - 二 乙から提供された情報を本確認書の目的以外に利用する場合

### 第3章 装置等の設置

（通信装置等の設置）

第4条 甲は、乙の所管する庁舎内に、防災気象情報の提供のために必要な通信装置等を設置する。

（費用負担）

第5条 通信装置等の設置、運用及び維持管理に要する経費は、防災気象情報の提供を実施する上で必要な維持経費（電力の使用料をいう。）を除き、甲の負担とする。

（責任分界点）

第6条 通信装置等の保守等に関する甲及び乙の責任分界点は、別図に示すとおりとする。

(計算機システム故障時等の対応)

第7条 甲及び乙は、第2条第1項の計算機システム又は専用通信回線が故障等により停止した場合には、別表3に示す連絡窓口を通じて速やかに連絡を取り合い、故障復旧に努めるものとする。

2 前項の場合において、第2条第2項の通知が実施できない場合は、別表2に示す情報について、インターネットメールによる情報提供又は別表4に示す気象官署から別表3の甲の連絡先に対し電話・FAX等による情報提供を行うものとする。

(計算機システム等計画停止時の事前調整)

第8条 甲及び乙は、第2条第1項の計算機システム又は専用通信回線を計画的に停止する場合には、別表3に示す連絡窓口を通じて事前の連絡及び調整を行う。

2 前項の場合において、第2条第2項の通知は、前条第2項の取り扱いに準じる。

#### 第4章 その他

(疑義等の解決)

第9条 本確認書に関し、疑義若しくは定めのない事項が生じたとき又は一部若しくは全部を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第10条 本確認書を2通作成し、各自1通を保管する。

附則

1 本確認書は、令和3年3月31日から効力を生ずる。

2 本確認書の発効に伴い、平成30年3月28日付確認書は廃止する。

令和3年3月31日

甲 警察庁警備局警備運用部長 林 学  
(公印省略)

乙 気象庁情報基盤部長 倉内 利浩

(公印省略)

気象庁地震火山部長

森 隆志

(公印省略)

別表1 乙から甲に提供する情報（第2条第3項関連）

情報名		提供範囲
1	地震・津波関連情報 (大津波警報・津波警報・津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報を含む)	全国
2	火山関連情報 (噴火警報・火口周辺警報を含む)	全国
3	気象関連情報 (気象等特別警報・警報・注意報、台風情報、竜巻注意情報を含む)	全国の気象官署発表分
4	指定河川洪水予報	全国の気象官署発表分
5	全般天候情報	気象庁本庁発表分

別表2 乙から甲に警報事項として通知する情報（第2条第3項関連）

情報名		提供範囲
1	大津波警報・津波警報	全国
2	噴火警報・火口周辺警報	全国

別表3 故障時及び計画停止時等の連絡先（第7条及び第8条関連）

甲

1	名称	警察庁
2	担当部署	警備局警備運用部警備第二課
3	住所	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
4	連絡先（電話番号）	(03) 3581-0141
5	連絡先（FAX 番号）	■■■■■■■■■■

乙

1	名称	気象庁
2	担当部署	情報基盤部情報通信基盤課システム運用室
3	住所	〒204-0012 東京都清瀬市中清戸 3-235
4	連絡先（電話番号）	■■■■■■■■■■
5	連絡先（FAX 番号）	■■■■■■■■■■

別表4 計算機システム故障時等における情報提供元気象官署（第7条関連）

気象官署名		連絡元
1	札幌管区気象台	地域火山監視・警報センター 電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■
2	仙台管区気象台	地域火山監視・警報センター 電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■
3	気象庁本庁	大気海洋部予報課 電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■
4	大阪管区気象台	地震火山課 電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■
5	福岡管区気象台	地域火山監視・警報センター 電話：■■■■■■■■■■ FAX：■■■■■■■■■■

別図 接続構成図（第6条関連）

